教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練明示書

講座の名称	司法書士合格講座 通学+(Web+音声DL)							
 実 施 方 法	通学(昼間・夜間・休日)							
指定講座番号	通子(昼间*校间* (水口) 1320003−2010012−5							
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間	크네 소末 남 미 88	11カ月	総訓練時間	200 II - BB			
1990年2月1日	2026年3月31日	- 訓練期間			390時間			
1. 教育訓練目標								
①取得目標とする資格の	司法書士							
②①に係る資格・試験等	法務省							
③当該資格等を取得する 格等	特になし							
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得されたまる業界と活用状況	法曹界							
2. 教育訓練の内容								
教 科 (カリキュラム)			時間		使用教材名			
	全体構造編		9.0時間	ブレークスル- ブレークスル-				
本論編:民法			99.0時間	ブレークスル-	一会社法・商法			
本論編:不動産登記法			90.0時間	ブレークスル- ブレークスル-				
本論編:会社法•商法			48.0時間	ブレークスル-	一刑法			
本論編:商業登記法			54.0時間	ブレークスルー民訴・民執・保全法ブレークスルー供託・司法書士法書式ベーシック 不動産登記法書式ベーシック 商業登記法				
本論編:憲法			18.0時間					
本論編:刑法			18.0時間					
	扁: 民訴・民執・保全法		39.0時間	講義ノート 				
本論編:供託•司法書士法			15.0時間					
0 50 = + - +	よ の 亜 ル /= の == ホナッ =	# フュ ム・-	・水亜しまたーバスタ	/4 +> 1 * \				
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)								
①受講するに当たって必	必要な実務経験等特になし							
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準 特になし								
③その他 特になし								

指定講座番号 1320003-2010012-5

4. 教育訓練の受講	の実績及び目標達成の状況						
(1)資格取得状況							
① 昨年度内の受講修	多了者数	17 人					
② ①のうち目標資格	の受験者数	3 人	受験率(2/1)		17.6%		
③ ②のうち合格者数		0 人	合格率(③)/2)	0.0%		
④ 上記②・③の回答							
(2)受講修了者による	講座の評価等						
① 回答者総数			3	人			
	1 正社員	1	人				
② 受講開始時の就 ② で講開始時の就	2 非正社員、派遣社員	0	人	}	②A:	就業者計	
業状況等	3 その他の就業(自営業等)	1	人	J		2人	
	4 非就業		1	人	②B:非勍	1人	
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に役立つ	0	人]		
	2 配置転換等により希望の業	務に従事できる	0	人			
	3 社内外の評価が高まる		0	人			
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ		0	人	 - இது நு	答数合計	
	5 趣味・教養に役立つ		0	人	※ ②A	と同数(又	
	6 その他の効果		1	人	1		
	7 特に効果はない		1	人			2人
	1 早期に就職できる		0	人			
	2 希望の職種・業界で就職で	1	人				
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就員	0	人	- ④の回答数 ※②Bと同数(又はそ		这 数合計	
受講者による講座の一評価	4 趣味・教養に役立つ	0	人			はそれ以	
	5 その他の効果				1		下)
	6 特に効果はない		0	人]		1人
	1 受講中又は受講修了後3か	月以内に就職した	0	人		டுமுர)回答数合計
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内	こ就職した	0	人	_ ※ ②B	と同数(又	はそれ以
況	3 受講修了後6~12か月以内	0	人			下)	
	4 就職していない		1	人			1人
	1 大変満足		1	人	⑥の回答数		
	2 おおむね満足		2	人	※①と同業 	数(又はそれ以下)	
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない		0	人	<u> </u>		3人
	4 やや不満	4 やや不満					
	5 大いに不満	0	人	J			
5. 教育訓練の受講	による効果の把握及び測定の方法	去並びにそのレベルを受講者	首に対して明	らかに	するための	具体的な	方法
1に掲げた教育訓練目 到達度の把握・測定方	標に対する技能・知識のレベル 法	確認テストの得点結果が70 があったものとします。	%以上をも [.]	って教育	育訓練目標	とする知識	戦の習得
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	所、時期、期間·回数	-					
6. 修了を認定するだる時期及びその方法	−めの基準並びに修了を認定す	通学制:全講義回数の80%以上を出席し、かつ確認テストの得点結果が70%以上を以て教育訓練目標とする知識の習得があったものとします。出席率は、受講証のバーコードを講義開始前に各本校に設置してあるバーコードリーダーで読み取る方法で出席結果を記録します。講義終講後受講生が出席結果を記載した「自己管理表」と照合します。確認テストの得点結果は、受講生に修了予定日2週間前までにご解答・ご提出いただきます。ご本人に修了証明書を交付することを以て修了認定とします。					

指定講座番号 1320003-2010012-5

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法							
(1)受講中の者に対 な助言・指導の方法	する習得度	-理解度に関する具体的	インターネットフォローなど				
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体 的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提 供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状 況)			実務家講演会など				
8. その他の事項							
指定教育訓練実施者名 及び代表者名 株式会社 東京リーガル		マインド	(代表者名:	反町 雄彦			
住所及び連絡先 〒101-0061 東京都千代		代田区神田三崎2-2-12	TEL 03-5913-	-5011			
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 LEC東京リーガルマイント		*	(代表者名:	反町 雄彦			
住所及び連絡先 〒101-0061 東京都千		代田区神田三崎2-2-12	TEL 03-5913-5011				
給 付 制 度 担 当 部 署・者 LEC東京リーガルマイン		、LEC総研第一研究所 申	請課給付金係 土屋	理恵			
連 絡 先 〒164-0001 東京都中野			予区中野4-11-10 アーバンネット	·中野ビル TEL: 03·	-5913-6305		
一般教育訓練経費	一般教育訓	練給付金の対象となる経	費総額(税込) (①+②)	522,6	600円		
支払い方法		(税込額) 措置を実施した場合にはその差	引き後の税込額とすること。)	10,0	00円		
一括払い	② 受 講 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引			512,600円			
111 124			引き後の棁込額とすること。)	(必須別売テキスト	代 65,450円		

〔特記事項〕

【講座回数】130回【訓練期間】11ヵ月

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれ ません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(ク レジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育 訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、 受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育 訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元 額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。